

財務諸表の作成のしかた

wisePDS

登録経営状況分析機関 登録番号4

ワイズ公共データシステム株式会社

財務諸表の作成のしかた

1. 作成にあたって

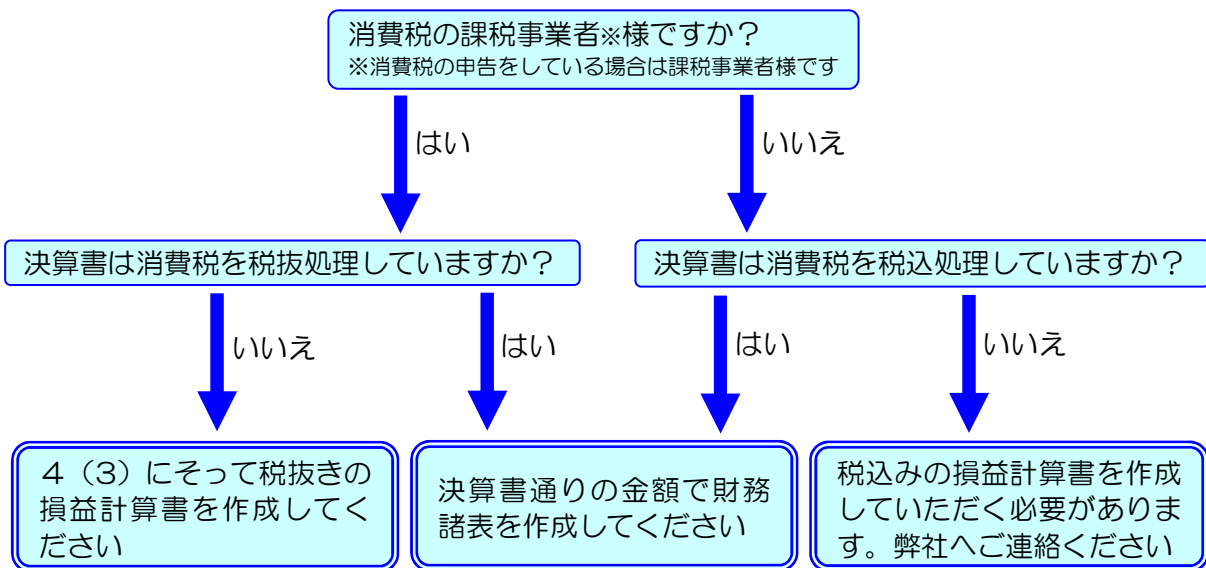
財務諸表を作成する際には、建設業法施行規則別記様式第十五号及び十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件（平成22年4月1日施行）に基づいて勘定科目の分類を行ってください。また、書式については建設業法施行規則別記様式第15号～17号の3、25号の9に基づいて作成してください。

2. 準備していただく書類

- ・ 決算報告書 (法人)
- ・ 勘定科目の内訳書 (法人)
- ・ 消費税の申告書 (法人・個人)
- ・ 総勘定元帳 (法人・個人)
- ・ 青色決算書又は収支内訳書 (個人)

3. 作成前に

消費税の課税事業者様につきましては、税抜処理で財務諸表を作成していただくことになっています。下記のフローチャートで、消費税の処理についてご確認ください。



4. 作成上の留意点

(1) 端数処理の方法

財務諸表は千円単位の金額で作成しますので、千円未満の金額について端数処理が必要になります。千円未満の端数は切り捨て、切り上げ、四捨五入のいずれかの方法で処理します。（合計金額は端数処理後の合計金額を算出するのではなく、円単位の合計金額の端数を切り捨て、切り上げ、四捨五入をします）

(2) 金額の一致確認

4、5ページの図解①～⑥の金額は必ず一致していなければなりません（端数処理による不一致は認められません）ので、財務諸表作成後に金額が一致していることを確認してください。

(3) 消費税の会計処理について

消費税の課税事業者様につきましては、消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法は、税抜処理を採用していただきます。ただし、**消費税の免税事業者の方は、税込処理**になります。

消費税の課税事業者様で、税込処理で決算書を作成されている場合は税抜処理に修正して財務諸表を作成しなければなりません。その際、貸借対照表については税抜処理に修正していただく処理が煩雑になってしまうことから、損益計算書（原価報告書）のみを税抜処理にさせていただきます。

損益計算書（原価報告書）を税込処理から税抜処理へ修正する手順は次の通りです。

1. 租税公課に含まれている消費税額を確認し、租税公課から消費税分を除きます

確認書類

- ① 消費税の申告書
- ② 総勘定元帳

★完成工事原価・兼業事業売上原価の経費に含まれている租税公課に消費税が含まれていることがあります。この場合、原価に含まれている消費税額も除く必要があります。

2. 損益計算書の課税科目※を税抜の金額に修正し、消費税額を算出する

※ 課税科目以外の科目は消費税が含まれていませんので金額を修正する必要はありません。
（6～9ページの「税込決算書から税抜財務諸表の組替表」を参考にしてください。）

3. 租税公課から減額した消費税額と「2.」の金額の差額を算出する

- (ア) 租税公課から減額した消費税 > 「2.」の場合、差額を営業外費用に計上する
- ② 租税公課から減額した消費税 < 「2.」の場合、差額を営業外収益に計上する
（10、11ページの「例1」を参考にしてください）

(4) 「仮払消費税等」と「仮受消費税等」の処理について

貸借対照表に「仮払消費税等」と「仮受消費税等」が計上されている場合

→ 「仮払消費税等」と「仮受消費税等」は作成時に相殺処理をします。相殺して「仮受消費税等」が残った場合には、差額を「未払消費税等」として流動負債に計上します。また、「仮払消費税等」が残った場合には、差額を「未収還付消費税等」として流動資産に計上します。

ただし、下記の仮払消費税等については相殺処理する必要はありません。

① 「仮払消費税等」だけが計上されている場合

→ 下請工事が決算期末に完成しない場合には、下請業者に支払った工事代金にかかる消費税等が仮払消費税等として計上されていることがありますが、この仮払消費税等については相殺処理する必要はありません。

② 「仮受消費税等」だけが計上されている場合

→ 消費税の申告書で期末の未納税額を確認し、金額が一致している場合には科目名を「未払消費税等」に修正します。

★★ ①、②のいずれにも当てはまらない場合には弊社へご連絡ください ★★

図解（財務諸表の金額一致箇所）

貸借対照表		損益計算書	
平成 年 月 日 現在		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
(会社名) _____		(会社名) _____	
資産の部		純資産の部	
様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係） 貸借対照表 平成 年 月 日 現在 (会社名) _____ 資産の部 I 流動資産 千円 現金預金 受取手形 完成工事未収入金 有価証券 未成工事支出金 材料貯蔵品 短期貸付金 前払費用 繰延税金資産 その他 貸倒引当金 Δ 流動資産合計 II 固定資産 (1) 有形固定資産 建物・構築物 減価償却累計額 Δ 機械・運搬具 減価償却累計額 Δ 工具器具・備品 減価償却累計額 Δ 土地 リース資産 減価償却累計額 Δ 建設仮勘定 その他 減価償却累計額 Δ 有形固定資産合計 (2) 無形固定資産 特許権 借地権 のれん リース資産 その他 無形固定資産合計	(3) 投資その他の資産 投資有価証券 関係会社株式・関係会社出資金 長期貸付金 破産更生債権等 長期前払費用 繰延税金資産 その他 貸倒引当金 投資その他の資産合計 固定資産合計 III 繰延資産 創立費 開業費 株式交付費 社債発行費 開発費 繰延資産合計 資産合計	負債の部 I 流動負債 支払手形 工事未払金 短期借入金 リース債務 未払金 未払費用 未払法人税等 繰延税金負債 未成工事受入金 預り金 前受収益 引当金 その他 流動負債合計 II 固定負債 社債 長期借入金 リース債務 繰延税金負債 引当金	様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係） 損益計算書 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (会社名) _____ 千円 I 売上高 完成工事高 兼業事業売上高 II 売上原価 完成工事原価 兼業事業売上原価 売上総利益（売上総損失） 完成工事総利益（完成工事総損失） 兼業事業総利益（兼業事業総損失） III 販売費及び一般管理費 役員報酬 従業員給料手当 退職金 法定福利費 福利厚生費 修繕維持費 事務用品費 通信交通費 動力用水光熱費 調査研究費 広告宣伝費 貸倒引当金繰入額 貸倒損失 交際費 寄付金 地代家賃 減価償却費 開発費償却 租税公課 保険料 雑費 営業利益（営業損失）
負ののれん その他 固定負債合計 負債合計 純資産の部 I 株主資本 (1) 資本金 (2) 新株式申込証拠金 (3) 資本剰余金 資本準備金 資本剰余金 その他資本剰余金 資本剰余金合計 (4) 利益剰余金 利益準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 準備金 積立金 繰越利益剰余金 利益剰余金合計 (5) 自己株式 (6) 自己株式申込証拠金 株主資本合計 II 評価・換算差額等 (1) その他有価証券評価差額金 (2) 繰延ヘッジ損益 (3) 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 III 新株予約権 純資産合計 負債純資産合計	① ②	③ ④	

IV 営業外収益	受取利息及び配当金
	その他
V 営業外費用	支払利息
	貸倒引当金繰入額
	貸倒損失
	その他
	経常利益 (経常損失)
VI 特別利益	前期損益修正益
	その他
VII 特別損失	前期損益修正損
	その他
	税引前当期純利益 (税引前当期純損失)
	法人税、住民税及び事業税
	法人税等調整額
	当期純利益 (当期純損失)	⑤

完成工事原価報告書

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(会社名)

千円

I 材料費
II 労務費
	(うち労務外注費
III 外注費
IV 経費
	(うち人件費
	完成工事原価

③

様式第二十五号の九 (第十九条の四関係)

兼業事業売上原価報告書

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(会社名)

単位:千円

兼業事業売上原価	
期首商品(製品)たな卸高
当期商品仕入高
当期製品製造原価	⑥
合計
期末商品(製品)たな卸高
兼業事業売上原価	④

(当期製品製造原価の内訳)

材料費
労務費
経費
(うち 外注加工費)	(.....)
小計(当期総製造費用)
期首仕掛品たな卸高
計
期末仕掛品たな卸高
当期製品製造原価	⑥

様式第十七号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

株主資本等変動計算書

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(会社名)

(千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					繰越利益剰余金	その他の有価証券	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金			評価・換算差額等
		資本準備金	その他剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	繰上金	利益剰余金合計									
当期首残高																
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益							⑤									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																
当期変動額合計																
当期末残高							②									

前期貸借対照表の②

税込決算書から税抜財務諸表への組替表

損益計算書

勘定科目 原則として 課税科目 ○ 原則として 非課税科目 × 混在科目 △	A 税込決算書の 金額	B Aの金額のうち、 非・不課税取引 の金額	Aの金額の内、課税取引の金額		消費税額		G(A-E-F) 税抜財務諸表の 金額
			C 消費税 5%	D 消費税 8%	E C/105×5	F D/108×8	
完成工事高	○				—	—	
兼業事業売上高	△				—	—	
売上原価 …… I + II							
売上総利益							
役員報酬	×						
従業員給与手当	×						
退職金	×						
法定福利費	×						
福利厚生費	△				+	+	
修繕維持費	○				+	+	
事務用品費	○				+	+	
通信交通費	○				+	+	
動力用水光熱費	○				+	+	
調査研究費	○				+	+	
広告宣伝費	○				+	+	
貸倒引当金繰入額	×						
貸倒損失	△				+	+	
交際費	△				+	+	
寄付金	×						
地代家賃	△				+	+	
減価償却費	×						
開発費償却	×						
租税公課	★				+	+	
保険料	×						
雑費	△				+	+	
営業利益	×						

★ 租税公課に含まれている消費税額は別途ご確認ください

勘定科目 原則として 課税科目 ○ 原則として 非課税科目 × 混在科目 △	A 税込決算書の 金額	B Aの金額のうち、 非・不課税取引 の金額	Aの金額の内、課税取引の金額		消費税額		G(A-E-F) 税抜財務諸表 の金額	
			C 消費税 5%	D 消費税 8%	E C/105×5	F D/108×8		
受取利息及び配当金	×							
その他	△				-	-		
その他(消費税の調整分)		<消費税の調整額>がマイナスの金額の場合⇒						④
支払利息	×							
貸倒引当金繰入	×							
貸倒損失	△				+	+		
その他	△				+	+		
その他(消費税の調整分)		<消費税の調整額>がプラスの金額の場合⇒						⑤
経常利益								
前期損益修正益	△				-	-		
その他	△				-	-		
前期損益修正損	△				+	+		
その他	△				+	+		
税引前当期純利益								
法人税、住民税及び事業税	×							
法人税等調整額	×							
当期純利益								
消費税合計					a	b		
							① (a+b)	

<消費税の調整額>

① + ② + ③ = (消費税の調整額)

- ・マイナスの金額の場合は営業外収益の【④】へ計上してください
- ・プラスの金額の場合は営業外費用の【⑤】へ計上してください

完成工事原価報告書

勘定科目 原則として 課税科目 ○ 原則として 非課税科目 × 混在科目 △	A 税込決算書の 金額	B Aの金額のうち、 非・不課税取引 の金額	Aの金額の内、課税取引の金額		消費税額		G(A-E-F) 税抜財務諸表の 金額
			C 消費税 5%	D 消費税 8%	E C/105×5	F D/108×8	
I 材料費	○				+	+	
II 労務費	△				+	+	
III 外注費	○				+	+	
IV 経費	仮設経費	○			+	+	
	機械等経費	○			+	+	
	設計費	○			+	+	
	事務職員給与	×					
	地代家賃	△			+	+	
	動力水光熱費	○			+	+	
	通信交通費	○			+	+	
	減価償却費	×					
	租税公課	★			+	+	
	保険料	×					
	雑費	△				+	+
完成工事原価 … I							
消費税合計					c	d	
							② (c+d)

★ 租税公課に含まれている消費税額は別途ご確認ください

兼業事業売上原価報告書

勘定科目 原則として 課税科目 ○ 原則として 非課税科目 × 混在科目 △	A 税込決算書の 金額	B Aの金額のうち、 非・不課税取引 の金額	Aの金額の内、課税取引の金額		消費税額		G(A-E-F) 税抜財務諸表の 金額		
			C 消費税 5%	D 消費税 8%	E C/105×5	F D/108×8			
期首商品(製品)たな卸高									
当期商品仕入高	△				+	+			
期末商品(製品)たな卸高									
当期製品製造原価	材料費	○				+	+		
	労務費	△				+	+		
	経費	事務職員給与	×						
		地代家賃	△				+	+	
		動力水光熱費	○				+	+	
		通信交通費	○				+	+	
		減価償却費	×						
		租税公課	★				+	+	
	期首仕掛品たな卸高								
期末仕掛品たな卸高									
兼業事業売上原価 … II									
消費税合計					e	f	③ (e+f)		

★ 租税公課に含まれている消費税額は別途ご確認ください

例1 税込決算書から税抜き財務諸表の作成

◆税務申告用決算書 ()内は消費税額

完成工事高	12,870 (870)
兼業事業売上高	9,630 (630)
完成工事原価	7,069 (289)
材料費	1,062 (72)
労務費	2,500 (0)
外注費	2,145 (145)
経費	
水道光熱費	1,062 (72)
租税公課	300 (0)
兼業事業売上原価	8,602 (362)
当期商品仕入高	4,290 (290)
当期製品製造原価	
労務費	3,250 (0)
経費	1,062 (72)
販売費及び一般管理費	6,048 (638)
給料手当	1,770 (0)
水道光熱費	1,062 (72)
通信費	1,716 (116)
減価償却費	900 (0)
租税公課	600 (450)
営業外収益	
雑収入	1,150 (50)
営業外費用	
雑損失	700 (30)
経常利益	1,231 (-)

◆建設業用財務諸表

完成工事高	12,000
兼業事業売上高	9,000
完成工事原価	6,780
材料費	990
労務費	2,500
外注費	2,000
経費	
水道光熱費	990
租税公課	300
兼業事業売上原価	8,240
当期商品仕入高	4,000
当期製品製造原価	
労務費	3,250
経費	990
販売費及び一般管理費	5,410
給料手当	1,770
水道光熱費	990
通信費	1,600
減価償却費	900
租税公課	150
営業外収益	
雑収入	1,100
消費税の調整額	231
営業外費用	
雑損失	670
経常利益	1,231

雑収入の消費税抜の金額(1,100)と消費税の調整額(870+630-289-362-638+50-30=231)の合計金額になります。

一致します

例 1 税込決算書から税抜き財務諸表の作成

＜税務申告用決算書の消費税額の内訳＞

科目名	税込み金額	消費税 (5%)	消費税 (8%)	税抜き金額
完成工事高	12,870	150	720	12,000
兼業事業売上高	9,630	150	480	9,000
完成工事原価	7,069	49	240	6,780
材料費	1,062	12	60	990
労務費	2,500	—	—	2,500
外注費	2,145	25	120	2,000
経費	水道光熱費	1,062	12	990
	租税公課	300	—	300
兼業事業売上原価	8,602	62	300	8,240
当期商品仕入高	4,290	50	240	4,000
当期製品 製造原価	労務費	3,250	—	3,250
	経費	1,062	12	990
販売費及び一般管理費	6,048	32	606	5,410
給料手当	1,770	—	—	1,770
水道光熱費	1,062	12	60	990
通信費	1,716	20	96	1,600
減価償却費	900	—	—	900
租税公課	600	(支払った消費税額)	450	150
営業外収益	1,150	20	30	1,100
雑収入	1,150	20	30	1,100
営業外費用	700	10	20	670
雑損失	700	10	20	670

5. 財務諸表に用いる科目名とその内容

■ 貸借対照表【資産の部】

I. 流動資産

区分	科目名		摘要
	決算科目	建設業財務諸表 (兼業事業科目)	
貸借対照表 【流動資産】	現金 当座預金 普通預金 定期積金 定期預金	現金預金 1. 現金 2. 預金	次の現金及び預金をいう 1. 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等 2. 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内に現金化できると認められるもの ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる ※当座預金がマイナス（当座借越）の場合には他の預金と相殺せず、流動負債の「短期借入金」に計上してください
	受取手形 電子記録債権	受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債権（割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して注記表に記載してください） ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載してください ※割引手形、裏書手形、不渡手形、営業外受取手形は含まれません ※不渡手形は決算期後1年以内に弁済を受けられるものは「不渡手形」、受けられないことが明らかなものは投資その他の資産「破産更生債権等」に計上してください ※電子記録債権は受取手形に含めて計上してください
	売掛金	完成工事未収入金 兼業事業売掛金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金（税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ）の未収額 ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載してください ※兼業事業売上高に係るものは「売掛金」として計上してください
	有価証券	有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内に満期の到来する有価証券
	たな卸資産 仕掛品	未成工事支出金 兼業事業支出金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等 ※兼業事業に係るものは「兼業事業支出金等」として計上してください

貸借対照表 【流動資産】	たな卸資産	原材料 貯蔵品 商品 製品	材料貯蔵品 ⊕原材料 ⊕貯蔵品 ⊕商品 ⊕製品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかったもの ※工事に係るものはすべて「材料貯蔵品」に、兼業事業に係るものは決算科目に区別して計上してください
		短期貸付金	短期貸付金	決算期後1年以内に返済されると認められるもの ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産(長期貸付金)に記載することができる
		前払費用	前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内に費用となるもの ただし、当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産(長期前払費用)に記載することができる
		繰延税金資産	繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう 1. 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの 2. 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
		未収入金 前渡金 立替金 仮払金	その他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によって生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後1年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの ただし、営業取引以外の取引によって生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる ※「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載してください ※仮払税金の処理につきましては、弊社へご連絡ください
		貸倒引当金	貸倒引当金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載してください

II. 固定資産

貸借対照表 有形固定資産	建物 建物附属設備 構築物	建物・構築物 1. 建物 2. 構築物	次の建物及び構築物をいう 1. 社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの附属設備 2. 土地に定着する土木設備又は工作物
	機械装置 車両運搬具 船舶	機械・運搬具 1. 機械装置 2. 船舶 3. 航空機 4. 車両運搬具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう 1. 建設機械その他の各種機械及び装置 2. 船舶及び水上運搬具 3. 飛行機及びヘリコプター 4. 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具

貸借対照表 【有形固定資産】	工具器具備品	工具器具・備品 1. 工具器具 2. 備品	次の工具器具及び備品をいう 1. 各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む） 2. 各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの
	土地	土地	自家用の土地
	リース資産	リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産 ただし、有形固定資産に属するものに限る
	建設仮勘定	建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
	減価償却累計額	減価償却累計額	※一括計上せず、各科目ごとに計上してください
	植物 立木 一括償却資産	その他	他の有形固定資産科目に属さないもの ※「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載してください
貸借対照表 【無形固定資産】	特許権	特許権	有償取得又は有償創設したもの
	借地権	借地権	有償取得したもの（地上権を含む）
	のれん	のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
	リース資産	リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産 ただし、無形固定資産に属するものに限る
	ソフトウェア 電話加入権 施設利用権	その他	有償取得又は有償創設したもので、他の無形固定資産科目に属さないもの ※「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載してください ※ソフトウェアは繰延資産ではなく、無形固定資産に計上してください
貸借対照表 【投資その他の資産】	投資有価証券	投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券 ただし、関係会社株式に属するものを除く
	関係会社株式 関係会社出資金	関係会社株式・ 関係会社出資金 1. 関係会社株式 2. 関係会社出資金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう 1. 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第23号に定める関係会社の株式 2. 会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
	長期貸付金	長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
	破産債権等 更生債権等 再生債権等 不渡手形	破産更生債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの

ワイズ公共データシステム株式会社 財務諸表の作成のしかた

貸借対照表 【投資その他の資産】	長期前払費用 前払保険料	長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
	繰延税金資産	繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、流動資産の繰延税金資産として記載されたもの以外のもの
	保険積立金 長期保証金 敷金 入会金 負担金	その他	長期保証金等 1 年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く）等他の投資その他の資産科目に属さないもの ※「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載してください
	貸倒引当金	貸倒引当金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する

Ⅲ . 繰延資産

貸借対照表 【繰延資産】	創立費 創業費	創立費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
	開業費	開業費	土地、建物等の賃借料等の会社設立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
	株式交付費	株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
	社債発行費	社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用（新株予約権の発行等に係る費用を含む）
	開発費	開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない）
	負担金 入会金 ソフトウェア		※建設業法による財務諸表の繰延資産は上記の 5 項目に限定されています。税法上の繰延資産は、内容により無形固定資産、又は投資その他の資産に計上してください

■ 貸借対照表【負債の部】

I. 流動負債

貸借対照表 【流動負債】	支払手形 電子記録債務	支払手形	<p>営業取引に基づいて発生した手形債務</p> <p>※営業外支払手形（設備支払手形等）は含まれません</p> <p>※電子記録債務は支払手形に含めて計上してください</p>
	買掛金 未払金 未払費用	工事未払金 Ⓢ買掛金	<p>工事費の未払額（工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む）</p> <p>ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む</p> <p>※兼業事業売上原価に係るものは「買掛金」として計上してください</p> <p>※工事に係る未払金とそれ以外の未払金とに必ず区別してください</p>
		未払金	<p>固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの</p> <p>※建設工事に係るものは「工事未払金」、兼業事業に係るものは「買掛金（兼業事業未払金）」に計上してください</p>
		未払費用	<p>未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額</p>
	短期借入金 1年以内返済予定 長期借入金	短期借入金	<p>決算期後1年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む）</p> <p>※借入先が代表者や役員等で無利子のものであっても借入金となりますので短期借入金に含めて計上してください</p>
	リース債務	リース債務	<p>ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの</p>
	未払法人税等 納税充当金	未払法人税等	<p>法人税、住民税及び事業税の未払額</p> <p>※未払法人税等の処理につきましては、弊社へご連絡ください</p>
	繰延税金負債	繰延税金負債	<p>税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流動資産に属する資産、または流動負債に属する負債に関連するもの 2. 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
	預り金	預り金	<p>営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの</p>

ワイズ公共データシステム株式会社 財務諸表の作成のしかた

貸借対照表 【流動負債】	賞与引当金 修繕引当金 返品調整引当金 売上値引引当金 完成工事補償引当金	<p>・・・引当金</p> <p>1. 修繕引当金</p> <p>2. 完成工事補償引当金</p> <p>3. 工事損失引当金</p> <p>4. 役員賞与引当金</p>	<p>修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載する）</p> <p>1. 完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金</p> <p>2. 引き渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金</p> <p>3. 工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金</p> <p>4. 決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金（実質的に確定債務である場合を除く）</p>
	前受金 仮受金 前受収益	<p>1. 未成工事受入金</p> <p>2. 前受収益</p> <p>④ 前受金</p>	<p>1. 請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの</p> <p>2. 前受利息、前受賃貸料等</p> <p>※兼業事業の取引で、売上高を計上する以前に代金を前受した場合に計上してください</p>
	仮受金	その他	<p>営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの</p> <p>※「その他」に属する負債でその金額が負債純資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該負債を明示する科目をもって記載してください</p>

II . 固定負債

貸借対照表 【固定負債】	社債 私募債	社債	会社法（平成18年法律第86号）第2条第23号の規定によるもの（償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載する）
	長期借入金 役員借入金	長期借入金	<p>流動負債に記載された短期借入金以外の借入金</p> <p>※借入先が代表者や役員等で無利子のものであっても借入金となりますので長期借入金に含めて計上してください</p>
	繰延税金負債	繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、流動負債の繰延税金負債として記載されたもの以外のもの
	退職給付引当金 役員退職慰労引当金	<p>・・・引当金</p> <p>1. 退職給付引当金</p>	<p>退職給付引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載する）</p> <p>1. 役員及び従業員の退職給付に対する引当金</p>
貸借対照表 【固定負債】	負ののれん	負ののれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
	リース債務	リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
	長期未払金 長期預り金 預り敷金 保証金	その他	<p>長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの</p> <p>※「その他」に属する負債でその金額が負債純資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該負債を明示する科目をもって記載してください</p>

■ 貸借対照表【純資産の部】

I. 株主資本、II. 評価・換算差額、III. 新株予約権

貸借対照表 【純資産の部】	I. 株主資本			
	資本金		資本金	会社法第 445 条第 1 項及び第 2 項、第 448 条並びに第 450 条の規定によるもの
	新株式申込証拠金		新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
	資本剰余金	資本準備金	資本準備金	会社法第 445 条第 3 項及び第 4 項、第 447 条並びに第 451 条の規定によるもの
		その他資本剰余金	その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの
	利益準備金		利益準備金	会社法第 445 条第 4 項及び第 451 条の規定によるもの
	利益剰余金	その他利益剰余金	その他利益剰余金	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
		繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金、 ・・・準備金以外のもの
	自己株式		自己株式	会社が所有する自社の発行済株式
	自己株式申込証拠金		自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
	II. 評価・換算差額			
	その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金	時価のあるその他有価証券を期末時価により評価替えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
	土地再評価差額金		土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
III. 新株予約権		III. 新株予約権	会社法第 2 条第 21 号の規定によるものから同法第 255 条第 1 項に定める自己新株予約権の額を控除した残額	

■ 損益計算書

I . 売上高

区分	科目名		摘要
	決算科目	建設業財務諸表	
I . 売上高	完成工事高 売上高	完成工事高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する
	売上高	兼業事業売上高	建設業以外の事業（以下「兼業事業」という）を併せて営む場合における当該事業の売上高

II . 売上原価

II . 売上原価	売上原価	完成工事原価	完成工事高として計上したものに对应する工事原価
	売上原価	兼業事業売上原価	兼業事業売上高として計上したものに对应する兼業事業の売上原価
	売上総利益 (売上総損失)	売上総利益 (売上総損失)	売上高から売上原価を控除した額
	売上総利益 (売上総損失)	完成工事総利益 (完成工事総損失)	完成工事高から完成工事原価を控除した額
	売上総利益 (売上総損失)	兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額

III . 販売費及び一般管理費

III . 販売費及び一般管理費	役員報酬	役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む）
	給料手当 賞与 雑給	従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
	退職金 役員退職金	退職金	役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む）ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載してください なお、いずれの場合においても異常なものを除く
	法定福利費	法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
	福利厚生費	福利厚生費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修繕費	修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等	

Ⅲ 販売費及び一般管理費	事務用消耗品費 事務用品費 消耗品費	事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
	通信費 旅費交通費	通信交通費	通信費、交通費及び旅費
	水道光熱費	動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
	研究開発費	調査研究費	技術研究、開発等の費用
	広告宣伝費	広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額 ただし、異常なものを除く
	貸倒損失 貸倒償却	貸倒損失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失 ただし、異常なものを除く
	接待交際費	交際費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
	寄附金	寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
	地代家賃 賃借料	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
	減価償却費	減価償却費	減価償却資産に対する償却額
	開発費償却	開発費償却	繰延資産に計上した開発費の償却額
	租税公課 消費税	租税公課	事業税(利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く)、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
	保険料 損害保険料	保険料	火災保険その他の損害保険料
	雑費	雑費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用
営業利益 (営業損失)	営業利益 (営業損失)	売上総利益(売上総損失)から販売費及び一般管理費を控除した額	

Ⅳ. 営業外収益

Ⅳ 営業外収益	受取利息 有価証券利息 受取配当金	受取利息及び配当金 1. 受取利息 2. 有価証券利息 3. 受取配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう 1. 預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息 ただし、有価証券利息に属するものを除く 2. 公社債等の利息及びこれに準ずるもの 3. 株式利益配当金(投資信託収益分配金、みなし配当を含む)
	有価証券売却益 雑収入	その他 1. 有価証券売却益 2. 雑収入	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう 1. 売買目的の株式、公社債等の売却による利益 2. 他の営業外収益科目に属さないもの

V. 営業外費用

V. 営業外費用	支払利息 社債利息	支払利息 1. 支払利息 2. 社債利息	次の支払利息及び社債利息をいう 1. 借入金利息等 2. 社債及び新株予約権付社債の支払利息 ※手形割引料は含まれません。手形割引料は、手形売却損として「その他」に計上してください
	貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額 ただし、異常なものを除く
V. 営業外費用	貸倒損失 貸倒償却	貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失 ただし、異常なものを除く
	繰延資産償却 雑損失	その他 1. 創立費償却 2. 開業費償却 3. 株式交付費償却 4. 社債発行費償却 5. 有価証券売却損 6. 有価証券評価損 7. 雑支出	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう 1. 繰延資産に計上した創立費の償却額 2. 繰延資産に計上した開業費の償却額 3. 繰延資産に計上した株式交付費の償却額 4. 繰延資産に計上した社債発行費の償却額 5. 売買目的の株式、公社債等の売却による損失 6. 会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損 7. 他の営業外費用科目に属さないもの
		経常利益 (経常損失)	営業利益(営業損失)に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額

VI. 特別利益

VI. 特別利益	前期損益修正益	前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益 ただし、金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる
	固定資産売却益 保険金収入 債務免除益 貸倒引当金戻入額	その他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益 ただし、金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる

VII. 特別損失

VII 特 別 損 失	前期損益修正損	前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失 ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる
	固定資産除却損 貸倒引当金繰入額 貸倒損失	その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失 ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる
	税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
	法人税、住民税 及び事業税 過年度法人税	法人税、住民税 及び事業税	当該事業年度に税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額 ※法人税、住民税及び事業税の詳細については弊社へご連絡ください
	法人税等調整額	法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
	当期純利益 (当期純損失)	当期純利益 (当期純損失)	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額

■ 完成工事原価報告書

完成 工 事 原 価	材料費 仕入高	材料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む）
	給料手当 賞与 雑給 労務外注費	労務費 (うち労務外注費)	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等 工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる (労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額)
	外注費 外注工賃	外注費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額 ただし、労務費に含めたものを除く
	水道光熱費 燃料費 保険料 修繕費 減価償却費	経費 (うち人件費)	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等 (経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費)

■ 兼 業 事 業 売 上 原 価 報 告 書

兼業事業売上原価	期首商品たな卸高 期首製品たな卸高 期首たな卸高	期首商品(製品) たな卸高	期首の在庫商品(製品)の評価額
	仕入高 商品仕入高	当期商品仕入高	当期に商品を仕入れた金額
	当期製品製造原価	当期製品製造原価	当期の製品の製造に要した費用の合計
	期末商品たな卸高 期末製品たな卸高 期末たな卸高	期末商品(製品) たな卸高	期末の在庫商品(製品)の評価額
当期製品製造原価の内訳	仕入高	材料費	製造のために直接購入した素材、半製品、製品等から振り替えられた材料費
	給料手当 賞与 雑給	労務費	製造に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等
	保険料 地代家賃 減価償却費 外注費 外注加工費	経費 (うち外注加工費)	製品の製造について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注加工費以外の費用。保険料、地代家賃、減価償却費等 (製造の一部の加工作業を外部業者へ委託した場合などにかかる費用)
	期首仕掛品 たな卸高	期首仕掛品たな卸高	期首時点における生産途中の製品の評価額
	期末仕掛品 たな卸高	期末仕掛品たな卸高	期末時点における生産途中の製品の評価額

■ 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

変動の内容	新株の発行	新株の発行	会社法第 445 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定による株式の発行による資本金及び資本準備金の増加を記載してください
	剰余金の配当	剰余金の配当	会社法第 453 条に規定する剰余金の配当を行った場合に、その配当に係る増減を配当原資となった項目の増減理由に記載してください
	自己株式の処分	自己株式の処分	自己株式の処分による自己株式の減少として、並びに自己株式処分差額をその他資本剰余金の増減として記載してください

■ 注 記 表

注 記 表	2 重要な会計方針	以下について記載してください (1)資産の評価基準及び評価方法 (2)固定資産の減価償却の方法 (3)引当金の計上基準 (4)収益及び費用の計上基準 (5)消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 (6)その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
	3 会計方針の変更	以下について記載してください ①当該会計方針の変更の内容 ②当該会計方針の変更の理由 ③会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額 ④当該事業年度より前の事業年度について会計方針の変更を遡及適用しなかった場合には、次に掲げる事項 ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
	4 表示方法の変更	以下について記載してください ①当該表示方法の変更の内容 ②当該表示方法の変更の理由
	6 誤謬の訂正	以下について記載してください ①当該誤謬の内容 ②当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
	7 貸借対照表関係	以下について記載してください (2)保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額 ※期末時点での受取手形割引高、手形裏書譲渡高の残高がある場合には、残高を記載してください
	9 株主資本等変動計算書関係	以下について記載してください (1)事業年度末日における発行済株式の種類及び数 (2)事業年度末日における自己株式の種類及び数 (3)剰余金の配当 (4)事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
	18 その他	注記表1から17までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書等及び株主資本等変動計算書等により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項があれば記載してください

※ 株式譲渡制限会社の場合は、原則として注記表2～4, 6, 9, 18以外の箇所は記載が不要ですが、分析上、受取手形割引高、手形裏書譲渡高の金額が必要になるため注記表7(2)についても記載をお願いいたします。

ワイズ公共データシステム株式会社

<http://www.wise-pds.jp/>

- ★長野本社 〒380-0815 長野市田町 2120-1
TEL 026-232-1145 FAX 026-232-1190
- ★北海道営業所 〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2-1
札幌時計台ビル1 1 階
TEL 011-802-7685 FAX 011-802-7814
- ★大阪営業所 〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-4-16
オフィスポート内本町7階
TEL 06-6948-6615 FAX 06-6948-6685
- ★福岡営業所 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 3-4-8
ダヴィンチ博多シティ 3 階
TEL 092-292-8101 FAX 092-292-8125

2015年 2月 改訂

- 本冊子の無断転載・複写を禁止します。
 - 内容に関するお問い合わせは上記連絡先へお願いします。
- 編集・発行 ワイズ公共データシステム株式会社